

各制度の比較

制度の種類 貸付等の要件	設備資金貸付制度	設備貸与制度	
	融 資	割 賦	リ ース
対 象 企 業	各制度の対象企業要件を参照して下さい。		
貸付(貸与)額 (消費税込み)	50万円～4,000万円 (詳細は設備資金貸付制度の 『制度の内容』を参照)	100万円～6,000万円 (詳細は設備貸与制度の『制度の内容』を参照)	
貸付(貸与)率	設備価格の50%以内	100%	100%
金利(損料)	無利子	年2.5%	月額リース料率 3年 2.993% 4年 2.299% 5年 1.873% 6年 1.596% 7年 1.395%
返 済 方 法	7年返済 (1年据置6年均等半年賦又は月賦) (公害防止設備は下記参照) ※詳細はP1	7年返済 (半年据置6.5年均等年賦、半年賦又は月賦) (公害防止設備は下記参照) ※詳細はP11	3年～7年返済 (毎月20日に口座引落とし) ※詳細はP17
保 証 金	な し	設備価格の10%	な し
連帯保証人等	原則として 貸付申請額 1,000万円超 2人 法人 代表者+第三者1人 個人 第三者2人 貸付申請額 1,000万円以下 1人 法人 代表者 個人 第三者1人	原則として 貸与額 2,000万円超 2人 法人 代表者+第三者1人 個人 第三者2人 貸与額 2,000万円以下 1人 法人 代表者 個人 第三者1人	
損害保険等 (火災保険)	火災保険の付保は任意	債務を完済するまで、借受人(買主)の負担により貸付金相当額以上(貸与の場合は設備相当額)の損害保険を付し、産業創造機構が保険金を直接受領できるようにすること。	産業創造機構が付保

※融 資……産業創造機構が申込企業へ資金を貸付けるものです。

※割 賦……産業創造機構が設備を購入し、申込企業へ割賦販売をするものです。

※リース……産業創造機構が設備を購入し、申込企業へ賃貸するものです。

【公害防止設備の償還期間】

公害防止設備の内、「小規模企業者等設備導入資金助成法第5条第1項ただし書」に規定する施設に該当する場合は、「償還期間」が下記の通りになります。お問い合わせ下さい。

- ◆設備資金貸付制度◆ 12年償還 (1年据置11年均等払い)
- ◆設備貸与制度◆ 12年償還 (半年据置11.5年均等払い)